

ひとり親家庭を  
応援します！

# 自立支援教育訓練給付金事業

母子家庭のお母さんや父子家庭のお父さんが、仕事をする上で、資格取得や能力開発をするために、就労相談を通じて、指定した講座を受講した後に自立支援教育給付金を支給します。

## <対象になる人>

- 八尾市内に居住する母子家庭の母・父子家庭の父で、次の要件をすべて満たす人
- ① 20歳未満の子どもを扶養している
  - ② 八尾市で児童扶養手当を受給している、または同様の所得水準にある
  - ③ 講座を受講することが、適職に就くために必要であると認められる
  - ④ 自立支援教育訓練給付金を過去に受給したことがない

## <対象となる資格>

雇用保険制度の

- ① 一般教育訓練給付金の指定講座
- ② 特定一般教育訓練給付金の指定講座
- ③ 専門実践教育訓練給付金の指定講座

※必ず受講開始前にご相談ください。

※②と③は、専門資格の取得を目的とする講座が対象です。

(例) 介護職員初任者研修 医療事務 など

講座検索性  
QRコード



## <支給額>

本人が支払った費用の6割相当額

○雇用保険制度の一般教育訓練給付金の指定講座又は特定一般教育訓練給付金の指定講座  
上限20万円

○雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の指定講座  
上限最大160万円(修業年数(最大4年)×40万円)

※ 1万2千円を超えない場合は支給されません。

※ 雇用保険制度から教育訓練給付金の支給を受けることができる方はその支給額との差額になります。



HPIはこちら



詳細については、お問い合わせください。

【問合せ・申込先】

八尾市子ども若者部子ども若者政策課

Te l : 072-924-3988

mail : kodomoseisaku@city.yao.osaka.jp

令和4年5月作成：八尾市子ども若者部子ども若者政策課